

補足・修正箇所 (下線・赤字)

補足・修正内容 (赤字)

問題 過去問 | 平成25年度・問題1

2

介護保険制度改正

傾向

・改正事項は出題されやすい

2011 (平成23) 年の介護保険制度改正について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 予防給付を廃止し、地域支援事業に移行した。
- 2 事業者の指定更新制を導入した。
- 3 複合型サービスを創設した。
- 4 施設サービスの一環として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を創設した。
- 5 地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を創設した。

出題の意図 定期的に見直しが検討されている介護保険制度について、改正事項が正しく理解できているかを問う。

解答 3、5

介護保険制度は3年を1サイクルとし、これまで2005 (平成17) 年、2008 (平成20) 年、2011 (平成23) 年に改正が行われた。2011 (平成23) 年の改正は、「**地域包括ケアシステム**」の構築に向け、医療と介護の連携を強化したサービスを**地域密着型サービス**に創設したり、**市町村の判断でサービスを総合的に実施できる制度**が導入された。

- 1 × 要支援者に対する予防給付は存続している。次の改正で、予防給付の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行することが検討されている。
- 2 × 指定更新制の導入は、2005 (平成17) 年改正である。
- 3 ○ 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせである。**(追加あり)**
- 4 × 地域密着型サービスに位置づけられる。
- 5 ○ 市町村の判断で導入される。

11

1

介護支援分野

問題自体は、このままで成り立ちます。



問題 過去問 | 平成25年度・問題1

2

介護保険制度改正

傾向

・改正事項は出題されやすい

2011 (平成23) 年の介護保険制度改正について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 予防給付を廃止し、地域支援事業に移行した。
- 2 事業者の指定更新制を導入した。
- 3 複合型サービスを創設した。
- 4 施設サービスの一環として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を創設した。
- 5 地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を創設した。

出題の意図 定期的に見直しが検討されている介護保険制度について、改正事項が正しく理解できているかを問う。

解答 3、5

介護保険制度は3年を1サイクルとし、これまで2005 (平成17) 年、2008 (平成20) 年、2011 (平成23) 年、2014 (平成26) 年に改正が行われた。2011 (平成23) 年の改正は、「**地域包括ケアシステム**」の構築に向け、医療と介護の連携を強化したサービスを**地域密着型サービス**に創設したり、**市町村の判断でサービスを総合的に実施できる制度**が導入された。

- 1 × 要支援者に対する予防給付は存続している。**2014 (平成26) 年の改正で、予防給付の訪問介護と通所介護は、地域支援事業へ移行した。**
- 2 × 指定更新制の導入は、2005 (平成17) 年改正である。
- 3 ○ 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせである。**看護小規模多機能型居宅介護の名称に改称された。**
- 4 × 地域密着型サービスに位置づけられる。
- 5 ○ **2014 (平成26) 年の改正で、すべての市町村で実施することとされた。**

11

1

介護支援分野

問題 過去問 | 平成25年度・問題2

4

介護保険制度改革に関連する内容

関連

- ・介護保険制度改革
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

2011（平成23）年の介護保険制度改革に関連する内容として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 地域包括ケアシステムでは、配食などの生活支援サービスを推進することとした。
- 2 認知症対策の推進のため、市民後見人を育成及び活用することとした。
- 3 有料老人ホームにおける権利金の受領を禁止した。
- 4 認知症のケアパスに係る調査研究の推進を医療保険者の責務とした。
- 5 地域密着型サービスの介護報酬を全国一律とした。

出題の意図 介護保険法以外の改正事項も含めて、2011（平成23）年に改正された内容を理解しているかを問う。

解答 1、2、3

2011（平成23）年の改正は、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づく。
 「1. 医療と介護の連携の強化等」「2. 介護人材の確保とサービスの質の向上」「3. 高齢者の住まいの整備等」「4. 認知症対策の推進」「5. 保険者による主体的な取組の推進」「6. 保険料の上昇の緩和等」を主な内容としている。

- 1 ○ 地域支援事業に、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、市町村の判断で導入できることとなった。（追加あり）
- 2 ○ 老人福祉法改正で、市町村に努力義務が課された。
- 3 ○ 老人福祉法改正で、利用者保護が規定された。
- 4 × 国および地方公共団体の責務とした。
- 5 × 厚生労働大臣が定める基準額を限度として、市町村が定める額を介護報酬とすることができるようになった。

問題自体は、このままで成り立ちます。



問題 過去問 | 平成25年度・問題2

4

介護保険制度改革に関連する内容

関連

- ・介護保険制度改革
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

2011（平成23）年の介護保険制度改革に関連する内容として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 地域包括ケアシステムでは、配食などの生活支援サービスを推進することとした。
- 2 認知症対策の推進のため、市民後見人を育成及び活用することとした。
- 3 有料老人ホームにおける権利金の受領を禁止した。
- 4 認知症のケアパスに係る調査研究の推進を医療保険者の責務とした。
- 5 地域密着型サービスの介護報酬を全国一律とした。

出題の意図 介護保険法以外の改正事項も含めて、2011（平成23）年に改正された内容を理解しているかを問う。

解答 1、2、3

2011（平成23）年の改正は、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づく。
 「1. 医療と介護の連携の強化等」「2. 介護人材の確保とサービスの質の向上」「3. 高齢者の住まいの整備等」「4. 認知症対策の推進」「5. 保険者による主体的な取組の推進」「6. 保険料の上昇の緩和等」を主な内容としている。

- 1 ○ 地域支援事業に、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、市町村の判断で導入できることとなった。
 2014（平成26）年の改正で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、すべての市町村で実施されることになった。
- 2 ○ 老人福祉法改正で、市町村に努力義務が課された。
- 3 ○ 老人福祉法改正で、利用者保護が規定された。
- 4 × 国および地方公共団体の責務とした。
- 5 × 厚生労働大臣が定める基準額を限度として、市町村が定める額を介護報酬とすることができるようになった。

問題 過去問 | 平成24年度・問題1（改題：色文字部分）

5 要介護者と家族等を取り巻く状況

類似

- ・平成23年度・問題1
- ・平成21年度・問題2

1 介護支援分野
1 要介護者等を取り巻く状況について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国民健康保険中央会発表（平成23年10月分）によると、85歳以上の者のおおむね2人に1人が要支援・要介護認定を受けている。
- 2 国民健康保険中央会発表（平成23年10月分）によると、要支援・要介護認定を受けた者は高齢者人口の17.2%である。
- 3 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、今後、後期高齢者の増加が著しいと見込まれている。
- 4 国民生活基礎調査（平成22年）によると、要支援者のいる世帯は三世帯世帯が最も多い。
- 5 近年の人口の都市集中化現象により、子との同居率は高まっている。

出題の意図 介護サービスを必要とする高齢者が増加しているという現状を把握しているかを問う。

解答 ▶ 1、2、3

今後、**後期高齢者**が増加すると見込まれる。高齢になるほど**要支援・要介護状態**も増加するが、子との同居率は低下傾向で、**夫婦のみ世帯**や**単独世帯**が多くなっている。

- 1 ○ 年齢層が高くなるにつれ増加する。
- 2 ○ 65歳未満の第2号被保険者を除くと約17.2%となる。
- 3 ○ 将来、4人に1人が後期高齢者の社会がやってくる。
- 4 × 要支援者は、単独世帯が最も多い。
- 5 × 子との同居率は、5割を割って、低下傾向である。

問題 過去問 | 平成24年度・問題1（改題：色文字部分）

5 要介護者と家族等を取り巻く状況

類似

- ・平成23年度・問題1
- ・平成21年度・問題2

1 介護支援分野
1 要介護者等を取り巻く状況について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国民健康保険中央会発表（平成23年10月分）によると、85歳以上の者のおおむね2人に1人が要支援・要介護認定を受けている。
- 2 国民健康保険中央会発表（平成23年10月分）によると、要支援・要介護認定を受けた者は高齢者人口の17.2%である。
- 3 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、今後、後期高齢者の増加が著しいと見込まれている。
- 4 国民生活基礎調査（平成22年）によると、要支援者のいる世帯は三世帯世帯が最も多い。
- 5 近年の人口の都市集中化現象により、子との同居率は高まっている。

出題の意図 介護サービスを必要とする高齢者が増加しているという現状を把握しているかを問う。

解答 ▶ 1、2、3

今後、**後期高齢者**が増加すると見込まれる。高齢になるほど**要支援・要介護状態**も増加するが、子との同居率は低下傾向で、**夫婦のみ世帯**や**単独世帯**が多くなっている。

- 1 ○ 年齢層が高くなるにつれ増加する。
- 2 ○ **要介護・要支援認定率は、65歳以上の第1号被保険者全体では約18%、75歳以上になると約31%となっている。**
- 3 ○ 将来、4人に1人が後期高齢者の社会がやってくる。
- 4 × 要支援者は、単独世帯が最も多い。
- 5 × 子との同居率は、5割を割って、低下傾向である。

問題自体は、事実なのでこのままで成り立ちますが、七訂への改訂で、基本テキストの記述が変更になっています。



問題 過去問 | 平成24年度・問題2 (改題: 色文字部分)

7 介護保険制度における各種基準の設定

傾向

・国が都道府県か市町村か、視点を変え繰り返し出題

1 介護保険の国の事務について正しいものはどれか。2つ選べ。

介護支援分野

- 1 指定居宅介護支援事業の人員・運営基準の設定
- 2 要介護認定不服審査基準の設定
- 3 居宅介護サービス費等種類支給限度基準額の設定
- 4 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定
- 5 第2号被保険者負担率の設定

出題の意図 各種基準に関して、国が一律で設定するもの、市町村等が条例で設定できるものの区別ができていないかを問う。

解答 4、5

国は、制度運営に必要な各種基準等を設定する。人員・設備・運営基準を定めるにあたって「**従うべき**」「**標準とする**」「**参酌する**」基準や、**介護報酬の算定基準**、**区分支給限度基準額**、**第2号被保険者負担率**、**要介護**・**要支援認定基準**などである。人員・設備・運営基準は、都道府県・市町村に条例委任されるようになっている。

- 1 × 第3次地方分権一括法の成立・公布により、2014 (平成26) 年度から条例委任されている。指定居宅介護支援事業の人員・運営基準は、都道府県が条例で定める。指定介護予防支援事業の人員・運営基準は、市町村が条例で定める。**(追加あり)**
- 2 × 国は、要介護認定基準・要支援認定基準を定めている。全国一律の客観的な基準である。
- 3 × 居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、市町村の条例で設定される。
- 4 ○ 厚生労働大臣が定めている。この範囲内で、市町村は条例で種類支給限度基準額を設定することができる。

問題 過去問 | 平成24年度・問題2 (改題: 色文字部分)

7 介護保険制度における各種基準の設定

傾向

・国が都道府県か市町村か、視点を変え繰り返し出題

1 介護保険の国の事務について正しいものはどれか。2つ選べ。

介護支援分野

- 1 指定居宅介護支援事業の人員・運営基準の設定
- 2 要介護認定不服審査基準の設定
- 3 居宅介護サービス費等種類支給限度基準額の設定
- 4 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定
- 5 第2号被保険者負担率の設定

出題の意図 各種基準に関して、国が一律で設定するもの、市町村等が条例で設定できるものの区別ができていないかを問う。

解答 4、5

国は、制度運営に必要な各種基準等を設定する。人員・設備・運営基準を定めるにあたって「**従うべき**」「**標準とする**」「**参酌する**」基準や、**介護報酬の算定基準**、**区分支給限度基準額**、**第2号被保険者負担率**、**要介護**・**要支援認定基準**などである。人員・設備・運営基準は、都道府県・市町村に条例委任されるようになっている。

- 1 × 第3次地方分権一括法の成立・公布により、2014 (平成26) 年度から条例委任されている。指定居宅介護支援事業の人員・運営基準は、都道府県が条例で定める。指定介護予防支援事業の人員・運営基準は、市町村が条例で定める。**指定居宅介護支援事業者の指定権限は、2018 (平成30) 年度から市町村に移譲されることになっており、人員・運営基準は市町村が条例で定めることとなる。**
- 2 × 国は、要介護認定基準・要支援認定基準を定めている。全国一律の客観的な基準である。
- 3 × 居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、市町村の条例で設定される。
- 4 ○ 厚生労働大臣が定めている。この範囲内で、市町村は条例で種類支給限度基準額を設定することができる。
- 5 ○ 第2号被保険者の費用負担割合は、政令で3年ごとに定められている。

今後の改正情報です。



問題

過去問 | 平成25年度・問題3 (改題: 色文字部分)

8

介護保険制度において
都道府県が条例で
規定する基準

傾向

・条例制定=指定権者 両面
から問われる可能性

1

介護支援分野

事業や施設の人員・設備・運営に関する基準が都道府県の条例
に委任されている介護保険サービスはどれか。3つ選べ。

- 1 指定居宅サービス
- 2 指定介護予防支援
- 3 指定介護老人福祉施設
- 4 基準該当介護予防サービス
- 5 指定地域密着型サービス

出題の
意図

実は、都道府県知事が指定するサービス事業者の種類
が理解できているかを問っている。

解答 ▶ 1、3、4

地方分権改革により、厚生労働省令で定められていた人員・設備・運営基準が、条例に委任されることとなった。都道府県が指定等を行うサービス事業者の基準は都道府県、市町村が指定等を行うサービス事業者の基準は市町村が条例で定める。

都道府県の条例に委任されるサービスは、指定居宅介護支援、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスである。市町村の条例に委任されるサービスは、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスである。(追加あり)

- 1 ○ 居宅サービスは都道府県が指定等を行う。
- 2 × 第3次地方分権一括法で市町村に条例委任された。
- 3 ○ 介護老人福祉施設は都道府県が指定等を行う。
- 4 ○ 指定介護予防サービスの基準の中で定められている。
- 5 × 地域密着型サービスは市町村が指定等を行う。

問題

過去問 | 平成25年度・問題3 (改題: 色文字部分)

8

介護保険制度において
都道府県が条例で
規定する基準

傾向

・条例制定=指定権者 両面
から問われる可能性

1

介護支援分野

事業や施設の人員・設備・運営に関する基準が都道府県の条例
に委任されている介護保険サービスはどれか。3つ選べ。

- 1 指定居宅サービス
- 2 指定介護予防支援
- 3 指定介護老人福祉施設
- 4 基準該当介護予防サービス
- 5 指定地域密着型サービス

出題の
意図

実は、都道府県知事が指定するサービス事業者の種類
が理解できているかを問っている。

解答 ▶ 1、3、4

地方分権改革により、厚生労働省令で定められていた人員・設備・運営基準が、条例に委任されることとなった。都道府県が指定等を行うサービス事業者の基準は都道府県、市町村が指定等を行うサービス事業者の基準は市町村が条例で定める。

都道府県の条例に委任されるサービスは、指定居宅介護支援、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスである。市町村の条例に委任されるサービスは、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスである。指定居宅介護支援事業者の指定権限は、2018(平成30)年度から市町村に移譲されることになっている。

- 1 ○ 居宅サービスは都道府県が指定等を行う。
- 2 × 第3次地方分権一括法で市町村に条例委任された。
- 3 ○ 介護老人福祉施設は都道府県が指定等を行う。
- 4 ○ 指定介護予防サービスの基準の中で定められている。
- 5 × 地域密着型サービスは市町村が指定等を行う。

今後の改正情報で
す。



行う機関である。

- 5 × 市町村の条例で設定することができる」とされている。

1

介護支援分野

間違いやすいポイント



市町村と都道府県の役割分担を整理しておきましょう。

市町村	分担	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援 指定地域密着型サービス 指定地域密着型介護予防サービス 	人員・設備・運営基準の条例委任	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援 指定居宅サービス 指定介護予防サービス 介護保険施設 基準該当サービス等
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援 地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 	事業者指定・更新・監督	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援（追加あり） 居宅サービス 介護予防サービス 介護保険施設
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が介護保険施設等の指定を行う際の意見提出 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するための指定居宅サービス事業者指定についての都道府県への協議の要求 	指定の際の意見等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域密着型特定施設入居者生活介護指定の際の助言・勧告
<ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会 	設置されている機関	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険審査会 財政安定化基金
<ul style="list-style-type: none"> 地域支援事業の実施 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報の公表 介護支援専門員の登録等

行う機関である。

- 5 × 市町村の条例で設定することができる」とされている。

1

介護支援分野

間違いやすいポイント



市町村と都道府県の役割分担を整理しておきましょう。

市町村	分担	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援 指定地域密着型サービス 指定地域密着型介護予防サービス 	人員・設備・運営基準の条例委任	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援 指定居宅サービス 指定介護予防サービス 介護保険施設 基準該当サービス等
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援 地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 	事業者指定・更新・監督	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援※ 居宅サービス 介護予防サービス 介護保険施設
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が介護保険施設等の指定を行う際の意見提出 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するための指定居宅サービス事業者指定についての都道府県への協議の要求 	指定の際の意見等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域密着型特定施設入居者生活介護指定の際の助言・勧告
<ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会 	設置されている機関	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険審査会 財政安定化基金
<ul style="list-style-type: none"> 地域支援事業の実施 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報の公表 介護支援専門員の登録等

※指定居宅介護支援事業者の指定権限は、2018（平成30）年度から市町村に移譲されることになっている。

今後の改正情報です。



問題 過去問 | 平成25年度・問題7

11

介護保険事業計画の作成

類似

・平成24年度・問題9

1 介護保険事業計画について正しいものはどれか。2つ選べ。

介護支援分野

- 1 市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と調和が保たれたものとして作成する。
- 2 市町村介護保険事業計画は、市町村地域福祉計画と一体のものとして作成する。
- 3 都道府県介護保険事業支援計画は、医療計画と調和が保たれたものとして作成する。 (改題)
- 4 都道府県介護保険事業支援計画を定める際には、保険者と協議しなければならない。
- 5 国が定める基本指針には、地域支援事業の実施に関する基本的事項が含まれる。

出題の意図 ▶ ほかの計画との整合性、定める際のルールについて理解しているかを問う。

解答 ▶ 3、5

介護保険事業計画は、国の定める基本指針に即して、3年を1期として、老人福祉計画と一体のものとして、地域福祉計画、医療計画、高齢者居住安定確保計画等とは調和が保たれたものとして定められる。市町村計画を定める際は、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じること、都道府県の意見を聴くことが定められている。

- 1 × 老人福祉計画と一体のものとして作成する。
- 2 × 地域福祉計画と調和が保たれたものとして作成する。
- 3 ○ 都道府県計画は、医療計画、高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとして作成する。
- 4 × 市町村計画を定める際は、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととされている。
- 5 ○ 保険給付の円滑な実施を確保するための指針である。

改正で問題が成り立ちません。



問題 過去問 | 平成25年度・問題7

11

介護保険事業計画の作成

類似

・平成24年度・問題9

1 介護保険事業計画について正しいものはどれか。2つ選べ。

介護支援分野

- 1 市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と調和が保たれたものとして作成する。
- 2 市町村介護保険事業計画は、市町村地域福祉計画と一体のものとして作成する。
- 3 都道府県介護保険事業支援計画は、医療計画と整合性の確保が図られたものとして作成する。
- 4 都道府県介護保険事業支援計画を定める際には、保険者と協議しなければならない。
- 5 国が定める基本指針には、地域支援事業の実施に関する基本的事項が含まれる。

出題の意図 ▶ ほかの計画との整合性、定める際のルールについて理解しているかを問う。

解答 ▶ 3、5

老人計画と一体のものとして、医療介護総合確保推進法の都道府県計画、医療計画との整合性の確保が図られたものとして、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等とは調和が保たれたものとして定められる。市町村計画を定める際は、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じること、都道府県の意見を聴くことが定められている。

- 1 × 老人福祉計画と一体のものとして作成する。
- 2 × 地域福祉計画と調和が保たれたものとして作成する。
- 3 ○ 都道府県計画は、医療介護総合確保推進法の都道府県計画、医療計画と整合性の確保が図られたものとして作成する。
- 4 × 市町村計画を定める際は、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととされている。
- 5 ○ 保険給付の円滑な実施を確保するための指針である。

間違いやすいポイント



1 介護支援分野

公費負担と保険料負担のしくみを整理してみましょう。

公費負担			保険料負担				
国	都道府県	市町村	第1号被保険者		第2号被保険者		
			普通徴収	特別徴収	医療保険に上乗せ		
調整交付金・ 傾斜的交付	定率交付	定率負担	生活保護受給者	年金から天引き	健康保険では 事業主負担 も		
				↓	↓		
				年金保険者	医療保険者		
				↓	介護給付費・ 地域支援事業支援 納付金		
				↓	↓		
				保護の実施機関	社会保険診療報酬 支払基金		
				↓	介護給付費交付金・ 地域支援事業支援 交付金 (定率)		
				↓	↓		
				市町村	市町村	市町村	
				↓	↓	↓	
			それ以外の事業 (包括的支援事業・任意事業等)		↓		
			総合事業 (介護予防事業)				
			居宅給付費・施設等給付費				

地域支援事業の見直しによる事業名称変更



間違いやすいポイント



1 介護支援分野

公費負担と保険料負担のしくみを整理してみましょう。

公費負担			保険料負担				
国	都道府県	市町村	第1号被保険者		第2号被保険者		
			普通徴収	特別徴収	医療保険に上乗せ		
調整交付金・ 傾斜的交付	定率交付	定率負担	生活保護受給者	年金から天引き	健康保険では 事業主負担 も		
				↓	↓		
				年金保険者	医療保険者		
				↓	介護給付費・ 地域支援事業支援 納付金		
				↓	↓		
				保護の実施機関	社会保険診療報酬 支払基金		
				↓	介護給付費交付金・ 地域支援事業支援 交付金 (定率)		
				↓	↓		
				市町村	市町村	市町村	
				↓	↓	↓	
			総合事業以外の事業 (包括的支援事業・任意事業)		↓		
			介護予防・日常生活支援総合事業				
			居宅給付費・施設等給付費				

問題 過去問 | 平成25年度・問題13

16 介護保険の保険料

傾向

・保険料の所得区分については頻出

1 介護保険の保険料について正しいものはどれか。3つ選べ。

介護支援分野

- 1 第1号被保険者の保険料は、原則として、被保険者の負担能力に応じた6段階の定額保険料となっている。 (改題)
- 2 第1号被保険者と第2号被保険者の一人当たりの平均保険料を同じ水準とする考え方がとられている。
- 3 第2号被保険者の保険料については、医療保険の種類にかかわらず、事業主負担がある。
- 4 生活保護の被保護者の保険料は、原則として、基準額の0.5倍である。 (改題)
- 5 生活保護の実施機関は、被保護者の保険料を、その被保護者に代わり、直接市町村に支払うことはできない。

出題の意図 保険料の設定に関して、第1号被保険者と第2号被保険者の違い、低所得者への配慮など、詳細まで理解しているかを問う。だが、数値の詳細を覚えていなくても、実は消去法でも正答できる。

解答 ▶ 1、2、4

選択肢3については、医療保険には**被用者保険である健康保険と地域保険である市町村国保がある**ことに気づけば、誤りとわかる。選択肢5については、**被保護者の保険料は生活扶助に加算して支給される**ことに気づけば、誤りとわかる。

- 1 ○ 原則6段階であるが市町村の条例で細分化等できる。
- 2 ○ それぞれの総人数比で按分するという考え方である。
- 3 × 市町村国民健康保険には、事業主負担はない。
- 4 ○ 所得段階の第1段階とされている。
- 5 × 保護の方法の特例として生活保護法に規定している。

問題 過去問 | 平成25年度・問題13

16 介護保険の保険料

傾向

・保険料の所得区分については頻出

1 介護保険の保険料について正しいものはどれか。3つ選べ。

介護支援分野

- 1 第1号被保険者の保険料は、原則として、被保険者の負担能力に応じた9段階の定額保険料となっている。
- 2 第1号被保険者と第2号被保険者の一人当たりの平均保険料を同じ水準とする考え方がとられている。
- 3 第2号被保険者の保険料については、医療保険の種類にかかわらず、事業主負担がある。
- 4 生活保護の被保護者の保険料は、原則として、基準額の0.45倍である。
- 5 生活保護の実施機関は、被保護者の保険料を、その被保護者に代わり、直接市町村に支払うことはできない。

出題の意図 保険料の設定に関して、第1号被保険者と第2号被保険者の違い、低所得者への配慮など、詳細まで理解しているかを問う。だが、数値の詳細を覚えていなくても、実は消去法でも正答できる。

解答 ▶ 1、2、4

選択肢3については、医療保険には**被用者保険である健康保険と地域保険である市町村国保がある**ことに気づけば、誤りとわかる。選択肢5については、**被保護者の保険料は生活扶助に加算して支給される**ことに気づけば、誤りとわかる。

- 1 ○ 原則9段階であるが市町村の条例で細分化等できる。
- 2 ○ それぞれの総人数比で按分するという考え方である。
- 3 × 市町村国民健康保険には、事業主負担はない。
- 4 ○ 平成29年度からはさらに軽減を強化し、基準額の0.3倍とすることとしている。
- 5 × 保護の方法の特例として生活保護法に規定している。

改正で問題が成り立ちません。

※定額保険料の多段階化、低所得者の軽減強化



問題 過去問 | 平成25年度・問題6

20

支給限度基準額が適用されるサービス

類似
・平成23年度・問題9

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額が適用される給付として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 薬剤師による居宅療養管理指導
- 2 連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 3 複合型サービス
- 4 通所介護
- 5 特定福祉用具の購入

1

介護支援分野

出題の意図 ▶ 区分支給限度基準額が適用されないサービスを正しく把握しているかを問う。「〇による」に惑わされないことである。

解答 ▶ 2、3、4

代替性がないサービスには、区分支給限度基準額は適用されない。具体的には、**居宅療養管理指導**、短期利用を除く**特定施設入居者生活介護**、**認知症対応型共同生活介護**、**地域密着型特定施設入居者生活介護**と、**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**である。また、福祉用具購入と住宅改修は、独立して支給限度基準額が設定されている。

- 1 × 薬剤師によるものか、誰によるものかを問わず、居宅療養管理指導には適用されない。
- 2 ○ 連携型、一体型を問わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護には適用される。
- 3 ○ 複合型サービスには、適用される。**〈追加あり〉**
- 4 ○ 通所介護には、適用される。
- 5 × 特定福祉用具購入費には、独立して支給限度基準額が設定されている。

問題 過去問 | 平成25年度・問題6

20

支給限度基準額が適用されるサービス

類似
・平成23年度・問題9

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額が適用される給付として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 薬剤師による居宅療養管理指導
- 2 連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 3 複合型サービス
- 4 通所介護
- 5 特定福祉用具の購入

1

介護支援分野

出題の意図 ▶ 区分支給限度基準額が適用されないサービスを正しく把握しているかを問う。「〇による」に惑わされないことである。

解答 ▶ 2、3、4

代替性がないサービスには、区分支給限度基準額は適用されない。具体的には、**居宅療養管理指導**、短期利用を除く**特定施設入居者生活介護**、**認知症対応型共同生活介護**、**地域密着型特定施設入居者生活介護**と、**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**である。また、福祉用具購入と住宅改修は、独立して支給限度基準額が設定されている。

- 1 × 薬剤師によるものか、誰によるものかを問わず、居宅療養管理指導には適用されない。
- 2 ○ 連携型、一体型を問わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護には適用される。
- 3 ○ 複合型サービスには、適用される。**複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護に改称された。**
- 4 ○ 通所介護には、適用される。
- 5 × 特定福祉用具購入費には、独立して支給限度基準額が設定されている。

問題自体は、このままで成り立ちます。



問題 過去問 | 平成22年度・問題7

22 利用者負担の低所得者対策

類似
・平成21年度・問題6

1

介護支援分野

介護保険の利用者負担に係る低所得者対策について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 高額介護サービス費は、所得段階別に負担上限額が設定されており、低所得者の負担軽減が図られている。
- 2 市町村民税本人非課税者は、特定入所者介護サービス費の支給対象とならない。
- 3 短期入所療養介護は、特定入所者介護サービス費の対象となる。
- 4 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の軽減対象は、介護費の1割分の利用者負担並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費である。
- 5 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となるサービスには、訪問看護も含まれる。

出題の意図 ▶ 高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担低減制度など、低所得者対策の内容を理解しているかを問う。

解答 ▶ 1、3、4

定率1割負担、食費、居住費（滞在費）について、低所得者に対する軽減制度が設けられている。特定入所者介護サービス費は、施設サービス、短期入所系サービス等の低所得利用者に支給される。

- 1 ○ 利用者負担合計が一定額を超えた場合に支給される。
- 2 × 本人を含む全世帯員が非課税者であれば対象となる。
- 3 ○ 短期入所系サービス、施設サービス等が対象である。
- 4 ○ 定率1割負担、食費、居住費等が対象である。
- 5 × 訪問看護は対象外である。

問題 過去問 | 平成22年度・問題7

22 利用者負担の低所得者対策

類似
・平成21年度・問題6

1

介護支援分野

介護保険の利用者負担に係る低所得者対策について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 高額介護サービス費は、所得段階別に負担上限額が設定されており、低所得者の負担軽減が図られている。
- 2 市町村民税本人非課税者は、特定入所者介護サービス費の支給対象とならない。
- 3 短期入所療養介護は、特定入所者介護サービス費の対象となる。
- 4 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の軽減対象は、介護費の1割分の利用者負担並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費である。
- 5 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となるサービスには、訪問看護も含まれる。

出題の意図 ▶ 高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担低減制度など、低所得者対策の内容を理解しているかを問う。

解答 ▶ 1、3、4

定率1割負担、食費、居住費（滞在費）について、低所得者に対する軽減制度が設けられている。特定入所者介護サービス費は、施設サービス、短期入所系サービス等の低所得利用者に支給される。

- 1 ○ 利用者負担合計が一定額を超えた場合に支給される。
- 2 × 本人を含む全世帯員が非課税者であれば対象となる。
- 3 ○ 短期入所系サービス、施設サービス等が対象である。
- 4 ○ 定率負担、食費、居住費等が対象である。
- 5 × 訪問看護は対象外である。

問題自体は、このままで成り立ちます。



- 5 ○ 薬局は、居宅療養管理指導のみ指定があったとみなされる。

1

介護支援分野

間違いやすいポイント



サービス事業者は、人員・運営・設備基準等を満たして、サービスの種類ごと、事業所ごとに指定を受けなければなりません。いくつかの特例があります。整理してみましょう。

特例	概要	
	対象施設等	該当サービス
みなし指定	病院・診療所	居宅療養管理指導／訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション
	薬局	居宅療養管理指導
	介護老人保健施設	短期入所療養介護／通所リハビリテーション
非法人可	病院・診療所、薬局は、 非法人（個人） でも認められる	
基準該当サービス事業者	指定基準を完全には満たしてなくても、一定の水準を満たしていると 保険者である市町村が認めた場合、特例居宅介護サービス費等の支給対象となる	

基準該当サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与に認められています。基準該当サービスの基準は、都道府県知事が定めています。

改正による内容変更
※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は地域支援事業に移行



- 5 ○ 薬局は、居宅療養管理指導のみ指定があったとみなされる。

1

介護支援分野

間違いやすいポイント



サービス事業者は、人員・運営・設備基準等を満たして、サービスの種類ごと、事業所ごとに指定を受けなければなりません。いくつかの特例があります。整理してみましょう。

特例	概要	
	対象施設等	該当サービス
みなし指定	病院・診療所	居宅療養管理指導／訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション
	薬局	居宅療養管理指導
	介護老人保健施設	短期入所療養介護／通所リハビリテーション
非法人可	病院・診療所、薬局は、 非法人（個人） でも認められる	
基準該当サービス事業者	指定基準を完全には満たしてなくても、一定の水準を満たしていると 保険者である市町村が認めた場合、特例居宅介護サービス費等の支給対象となる	

基準該当サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与に認められています。基準該当サービスの基準は、都道府県知事が定めています。

問題 過去問 | 平成24年度・問題11

34 地域支援事業

類似

- ・平成23年度・問題12
- ・平成22年度・問題9
- ・平成21年度・問題9

1

介護支援分野

地域支援事業の包括的支援事業について正しいものはどれか。
2つ選べ。

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う。
- 2 介護給付及び予防給付に係る費用の適正化を図る。
- 3 被保険者を対象に総合相談支援を行う。
- 4 被保険者を対象に虐待の防止及び早期発見を行う。
- 5 家族に対して介護方法の指導を行う。

出題の
意図

必須事業である包括的支援事業の内容を理解しているかを問う。

解答 ▶ 3、4

地域支援事業の包括的支援事業とは、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務をいい、必須事業とされている。

- 1 × 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、地域密着型サービスである。
- 2 × 介護給付等費用適正化事業は、任意事業である。
- 3 ○ 総合相談支援業務は、包括的支援事業に含まれる。
- 4 ○ 権利擁護業務として、包括的支援事業に含まれる。
- 5 × 家族介護支援事業は、任意事業である。

問題 過去問 | 平成24年度・問題11

34 地域支援事業

類似

- ・平成23年度・問題12
- ・平成22年度・問題9
- ・平成21年度・問題9

1

介護支援分野

地域支援事業の包括的支援事業について正しいものはどれか。
2つ選べ。

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う。
- 2 介護給付及び予防給付に係る費用の適正化を図る。
- 3 被保険者を対象に総合相談支援を行う。
- 4 被保険者を対象に虐待の防止及び早期発見を行う。
- 5 家族に対して介護方法の指導を行う。

出題の
意図

必須事業である包括的支援事業の内容を理解しているかを問う。

解答 ▶ 3、4

地域支援事業の包括的支援事業とは、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援除く）、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症対策推進の業務・事業をいい、必須事業とされている。

- 1 × 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、地域密着型サービスである。
- 2 × 介護給付等費用適正化事業は、任意事業である。
- 3 ○ 総合相談支援業務は、包括的支援事業に含まれる。
- 4 ○ 権利擁護業務として、包括的支援事業に含まれる。
- 5 × 家族介護支援事業は、任意事業である。

改正による内容変更



間違いやすいポイント

地域支援事業について整理しておきましょう。

種類	内容
介護予防事業	2次予防事業（2次予防事業の対象者に対する事業）
	1次予防事業（すべての第1号被保険者を対象とする事業）
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント業務
	総合相談支援業務
	権利擁護業務
	包括的・継続的ケアマネジメント業務
市町村の判断により実施する事業	要支援者に対して介護予防サービス等（訪問サービス、通所型予防サービス等のうち市町村が定めるサービス）
	要支援者・2次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための事業 → 配食、見守り等の生活支援
	予防給付の対象とならない要支援者に対するケアマネジメント事業 → 上記サービス等が包括的・効率的に提供されるよう必要な援助
任意事業	介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 など

〈表 差し替え〉

※介護予防・日常生活支援総合事業は、 内のすべてを総合的に実施する事業。

改正による内容変更



間違いやすいポイント

地域支援事業について整理しておきましょう。

種類	概要
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業（居宅要支援被保険者等）
	一般介護予防事業（第1号被保険者）
必須事業	（第1号事業）訪問サービス/通所サービス/その他の生活支援サービス/介護予防支援
	介護予防把握/介護予防普及啓発/地域介護予防活動支援/一般介護予防事業評価/地域リハビリテーション活動支援
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援除く）
	総合相談支援 権利擁護 包括的・継続的ケアマネジメント支援
包括的支援事業	地域包括支援センター運営/地域ケア会議充実
	在宅医療・介護連携推進
	情報収集・整理・活用/連携に関する課題把握・解決検討 等
任意事業	生活支援体制整備
	認知症対策推進
	コーディネーター配置/協議体設置 等
	認知症初期集中支援チーム/認知症地域支援推進員 等
	介護給付費適正化事業/家族介護支援事業/その他の事業

問題 過去問 | 平成25年度・問題11

35 介護予防・日常生活支援総合事業

関連

- ・地域支援事業
- ・介護予防事業
- ・地域包括支援センター

1

介護支援分野

介護予防・日常生活支援総合事業について正しいものはどれか。3つ選べ。 (改題)

- 1 市町村の判断により実施する。
- 2 市町村の事業であり、委託することはできない。
- 3 要支援者に対する介護予防が含まれる。
- 4 配食、見守りなどによる日常生活支援が想定されている。
- 5 包括的支援事業の一部である。

出題の意図

介護予防・日常生活支援総合事業の内容と、地域支援事業、介護予防事業、包括的支援事業との関係が把握できているかを問う。

解答 ▶ 1、3、4

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業に位置づけられ、介護予防事業と、包括的支援事業のうちの介護予防ケアマネジメント業務と、市町村の判断により実施する事業を一括して (差し替え) るものである。導入は、市町村の判断により (差し替え) 対象となる。

- 1 ○ 市町村の主体性が尊重されている。
- 2 × 市町村の判断により実施する事業は、委託可能である。
- 3 ○ 市町村の判断により実施する事業のなかに、要支援者を対象に、介護予防サービス等のうち、すでに受けているもの以外を実施するサービスがある。
- 4 ○ 被保険者の地域での自立した日常生活支援のための事業として想定されている。
- 5 × 地域支援事業のなかで実施される。

改正で問題が成り立ちません。



問題 過去問 | 平成25年度・問題11

35 介護予防・日常生活支援総合事業

関連

- ・地域支援事業
- ・介護予防事業
- ・地域包括支援センター

1

介護支援分野

介護予防・日常生活支援総合事業について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 市町村の判断により実施する。
- 2 市町村の事業であり、委託することはできない。
- 3 要支援者に対する介護予防が含まれる。
- 4 配食、見守りなどによる日常生活支援が想定されている。
- 5 包括的支援事業の一部である。

出題の意図

介護予防・日常生活支援総合事業の内容と、地域支援事業、包括的支援事業との関係が把握できているかを問う。

解答 ▶ 3、4

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業に位置づけられ、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成される。市町村の必須事業であり、要支援者も対象となる。

- 1 × 介護予防・日常生活支援総合事業は必須事業である。
- 2 × 事業の委託は可能である。
- 3 ○ 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者を対象に、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントが提供される。
- 4 ○ その他の生活支援サービスとして、配食サービスと見守りサービスが提供される。
- 5 × 地域支援事業に位置づけられる。

問題 過去問 | 平成25年度・問題21

36 介護予防事業

関連

・介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防事業について正しいものはどれか。3つ選べ。〈改題〉

- 1 第2号被保険者は、一次予防事業の対象者とはならない。
- 2 要支援となるおそれの高い状態にある者は、事業対象から除かれる。
- 3 介護予防ケアマネジメントは、医療機関が行う。
- 4 予防給付によって生活機能が改善し、非該当になった場合は、二次予防事業の対象となる。
- 5 介護予防ケアマネジメントでは、介護予防ケアプランを作成することができる。

1

介護支援分野

出題の意図 介護予防事業の種類と対象者について、介護予防ケアマネジメントとの関係について、理解できているかを問う。

解答 1、4、5

介護予防事業の対象者は、**第1号被保険者**で、**一次予防事業**と**二次予防事業**がある。二次予防事業の対象は、**要介護・要支援認定非該当**で、**要介護・要支援状態**となる**おそれの高い状態にある者**である。**必要と認める場合のみ**、介護予防ケアプランが

〈差し替え〉

- 1 ○ 介護予防事業の対象は、第1号被保険者である。
- 2 × 要支援となるおそれの高い状態にある者は、二次予防事業の対象となる。
- 3 × 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行う。
- 4 ○ 地域支援事業の介護予防事業の対象となる。
- 5 ○ 予防給付と異なり、ケアプラン作成は必須ではない。

改正で問題が成り立ちません。



問題 過去問 | 平成25年度・問題21

36 介護予防事業

関連

・介護予防・日常生活支援総合事業

新しい介護予防事業について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 要介護認定者は、**一般介護予防事業の対象者となる。**
- 2 要支援となるおそれの高い状態にある者は、事業対象から除かれる。
- 3 介護予防ケアマネジメントは、医療機関が行う。
- 4 予防給付によって生活機能が改善し、非該当になった場合は、**総合事業**の対象となる。
- 5 介護予防ケアマネジメントでは、介護予防ケアプランを作成することができる。

1

介護支援分野

出題の意図 介護予防にかかわる事業の介護予防・日常生活支援総合事業のなかでの位置づけについて、理解できているかを問う。

解答 1、4、5

介護予防事業の二次予防事業に位置づけられていた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、**総合事業の介護予防・生活支援サービス事業**に位置づけられた。一次予防事業と二次予防事業は区別せずに、一般介護予防として位置づけられた。

- 1 ○ 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者のすべての者およびその支援のための活動に関わる者とされており、要介護認定者も含まれる。
- 2 × 要支援となるおそれの高い状態にある者は、介護予防・生活支援サービス事業の対象となる。
- 3 × 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行う。
- 4 ○ 総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象となる。
- 5 ○ 予防給付と異なり、ケアプラン作成は必須ではない。

- 3 ○ 認定有効期間のおおむね半数を超えないようにする。
- 4 ○ 利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載する。
- 5 × 利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載する。

1

介護支援分野

間違いやすいポイント



医療系サービスとは、次のサービスで、居宅サービス計画に位置づける場合に、主治医の意見を求めなければなりません。

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 短期入所療養介護
- 訪問看護サービスを利用する場合の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 訪問看護サービスを利用する場合の複合型サービス

71 ▼

改正による名称変更



- 3 ○ 認定有効期間のおおむね半数を超えないようにする。
- 4 ○ 利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載する。
- 5 × 利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載する。

1

介護支援分野

間違いやすいポイント



医療系サービスとは、次のサービスで、居宅サービス計画に位置づける場合に、主治医の意見を求めなければなりません。

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 短期入所療養介護
- 訪問看護サービスを利用する場合の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 訪問看護サービスを利用する場合の看護小規模多機能型居宅介護

71 ▼



確認○×問題 下線部は○か×、どちらでしょう。

問題 介護保険制度以前の特別養護老人ホームの利用者
1 負担は、中高所得者にとって病院への入院よりも
 軽く、社会的入院の一因となった。

解答 **病院への入院よりも重く**
特別養護老人ホームへの入所は措置制度で行われ、所得に応じた利用者負担が課され、中高所得者にとっては医療より重く、社会的入院増加の一因となりました。 ×

問題 2011（平成23）年の介護保険制度改正では、施設サービスの一環として、複合型サービスが創設
2 された。

解答 **地域密着型サービスの一環として**
2011（平成23）年の介護保険制度改正では、地域密着型サービスの一環として、複合型サービスと定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されました。〈追加あり〉 ×

問題 国民生活基礎調査によれば、同居の主な介護者は、
3 配偶者が最も多い。

解答 **配偶者**
同居の主な介護者は、配偶者が最も多く、約4分の1を占めます。次いで、子、子の配偶者と続きます。性別では、男性よりも女性が多くなっています。 ○

問題 雇用保険は失業等を保険事故として、金銭給付を行う社会保険である。
4

解答 **失業等**
社会保険のひとつである雇用保険は、被保険者の失業等を保険事故として、失業手当等の金銭給付を行います。労災保険とあわせて、労働保険と呼ばれます。 ○

改正による名称変更



確認○×問題 下線部は○か×、どちらでしょう。

問題 介護保険制度以前の特別養護老人ホームの利用者
1 負担は、中高所得者にとって病院への入院よりも
 軽く、社会的入院の一因となった。

解答 **病院への入院よりも重く**
特別養護老人ホームへの入所は措置制度で行われ、所得に応じた利用者負担が課され、中高所得者にとっては医療より重く、社会的入院増加の一因となりました。 ×

問題 2011（平成23）年の介護保険制度改正では、施設サービスの一環として、複合型サービスが創設
2 された。

解答 **地域密着型サービスの一環として**
2011（平成23）年の介護保険制度改正では、地域密着型サービスの一環として、複合型サービスと定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されました。**複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護に改称されました。** ×

問題 国民生活基礎調査によれば、同居の主な介護者は、
3 配偶者が最も多い。

解答 **配偶者**
同居の主な介護者は、配偶者が最も多く、約4分の1を占めます。次いで、子、子の配偶者と続きます。性別では、男性よりも女性が多くなっています。 ○

問題 雇用保険は失業等を保険事故として、金銭給付を行う社会保険である。
4

解答 **失業等**
社会保険のひとつである雇用保険は、被保険者の失業等を保険事故として、失業手当等の金銭給付を行います。労災保険とあわせて、労働保険と呼ばれます。 ○

問題 9 介護予防事業に要する費用は、第2号被保険者にかかる保険料負担はない。

解答 介護予防事業以外の地域支援事業に要する費用は、地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の保険料負担があります。それ以外の包括的支援事業等には保険料負担はありません。 ×

問題 10 高額サービス費等は、一定の利用者負担額を超えた場合、一律に支給される。

解答 所得段階別の利用者負担上限額を超えた場合に、高額サービス費等が支給されます。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスが対象です。 ×

問題 11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、居宅サービス費等区分支給限度基準額が適用される。

解答 適用される
 居宅サービス、地域密着型サービスについて居宅サービス費等区分支給限度基準額が設定されています。範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。 ○

問題 12 施設サービスでは、栄養管理も含めて食費はすべて利用者が負担する。

解答 栄養管理は保険給付の対象だが、食費は施設サービスの食費と居住費は利用者が負担します。栄養管理は施設介護サービス費に含まれ、一定の基準を満たせば、栄養マネジメント加算を算定できます。 ×

地域支援事業の見直しによる事業名称変更



問題 9 総合事業に要する費用は、第2号被保険者にかかる保険料負担はない。

解答 総合事業以外の地域支援事業に要する費用は、地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の保険料負担があります。それ以外の包括的支援事業等には保険料負担はありません。 ×

問題 10 高額サービス費等は、一定の利用者負担額を超えた場合、一律に支給される。

解答 所得段階別の利用者負担上限額を超えた場合に、高額サービス費等が支給されます。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスが対象です。 ×

問題 11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、居宅サービス費等区分支給限度基準額が適用される。

解答 適用される
 居宅サービス、地域密着型サービスについて居宅サービス費等区分支給限度基準額が設定されています。範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。 ○

問題 12 施設サービスでは、栄養管理も含めて食費はすべて利用者が負担する。

解答 栄養管理は保険給付の対象だが、食費は施設サービスの食費と居住費は利用者が負担します。栄養管理は施設介護サービス費に含まれ、一定の基準を満たせば、栄養マネジメント加算を算定できます。 ×

問題 地域支援事業の包括的支援事業の対象は、第1号被保険者と第2号被保険者である。
17

解答 **第1号被保険者と第2号被保険者**
包括的支援事業の対象は、被保険者です。第1号被保険者も第2号被保険者も含まれます。介護予防事業と包括的支援事業は、必須事業とされています。

問題 介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援者に対する介護予防が含まれる。
18

解答 **要支援者に対する介護予防**
訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防サービスを要支援者に対して提供する事業が、市町村の判断により実施する事業に位置づけられています。

問題 介護予防ケアマネジメントでは、介護予防ケアプランを作成しなければならない。
19

解答 **必要と認める場合のみ作成する**
介護予防事業の場合、必要と認める場合のみ、介護予防ケアプランが作成されます。必要ない場合は、実施前後の情報共有を行うことで代替します。

問題 介護サービス情報の公表制度について、指定介護
20 予防支援事業者は、都道府県知事に介護サービス情報を報告する。

解答 **指定介護予防支援事業者は、都道府県知事**
介護サービス情報は都道府県知事に報告します。市町村長が指定を行う指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者等も報告先は都道府県知事です。

地域支援事業の見直しによる事業名称変更



改正による内容変更。
問題はこのままで成り立ちます。



地域支援事業の見直しによる事業名称変更



問題 地域支援事業の包括的支援事業の対象は、第1号被保険者と第2号被保険者である。
17

解答 **第1号被保険者と第2号被保険者**
包括的支援事業の対象は、被保険者です。第1号被保険者も第2号被保険者も含まれます。**総合事業**と包括的支援事業は、必須事業とされています。

問題 介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援者に対する介護予防が含まれる。
18

解答 **要支援者に対する介護予防**
要支援者に対する訪問型サービス、通所型サービス等が、介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられています。

問題 介護予防ケアマネジメントでは、介護予防ケアプランを作成しなければならない。
19

解答 **必要と認める場合のみ作成する**
総合事業の場合、必要と認める場合のみ、介護予防ケアプランが作成されます。必要ない場合は、実施前後の情報共有を行うことで代替します。

問題 介護サービス情報の公表制度について、指定介護
20 予防支援事業者は、都道府県知事に介護サービス情報を報告する。

解答 **指定介護予防支援事業者は、都道府県知事**
介護サービス情報は都道府県知事に報告します。市町村長が指定を行う指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者等も報告先は都道府県知事です。

問題 過去問 | 平成23年度・問題29

101 訪問リハビリテーション

傾向

・サービスを提供できる施設は頻出

在宅のリハビリテーションについて正しいものはどれか。2つ選べ。

2

保健医療サービスの知識等

- 1 訪問リハビリテーションの短期集中リハビリテーション実施加算は、退院日から3か月以内に行われた場合についてのみ加算される。
- 2 介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の生活機能の維持又は向上のために、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業所は、あらかじめ指定訪問リハビリテーションの利用料以外の費用の額も決めておかなければならない。
- 4 訪問リハビリテーションは、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護老人福祉施設から提供することができる。
- 5 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画を作成して実施されるため、必ずしも医師の指示は必要ない。

出題の意図

訪問リハビリテーションの提供に関する理解を問う。

解答 ▶ 2、3

訪問リハビリテーションを提供できるのは、**病院、診療所、介護老人保健施設**に限られている。提供するにあたっては、**医師の指示**が必要である。**理学療法士、作業療法士、言語聴覚士**が利用者の居宅を訪問してサービスを提供する。

- 1 × 短期集中リハビリテーション実施加算は、**病院・診療所、介護保険施設から退院・退所した日、または要介護認定を受けた日から** **〈差し替え〉** 内の期間に行われた場合と、**退院・退所した日、または要介護認定を受けた日から**起算して1か月を超え3か月以内の期間に行われた場合に加算される。

146

介護報酬改定による内容変更。問題はそのまま成り立ちます。



問題 過去問 | 平成23年度・問題29

101 訪問リハビリテーション

傾向

・サービスを提供できる施設は頻出

在宅のリハビリテーションについて正しいものはどれか。2つ選べ。

2

保健医療サービスの知識等

- 1 訪問リハビリテーションの短期集中リハビリテーション実施加算は、退院日から3か月以内に行われた場合についてのみ加算される。
- 2 介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の生活機能の維持又は向上のために、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業所は、あらかじめ指定訪問リハビリテーションの利用料以外の費用の額も決めておかなければならない。
- 4 訪問リハビリテーションは、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護老人福祉施設から提供することができる。
- 5 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画を作成して実施されるため、必ずしも医師の指示は必要ない。

出題の意図

訪問リハビリテーションの提供に関する理解を問う。

解答 ▶ 2、3

訪問リハビリテーションを提供できるのは、**病院、診療所、介護老人保健施設**に限られている。提供するにあたっては、**医師の指示**が必要である。**理学療法士、作業療法士、言語聴覚士**が利用者の居宅を訪問してサービスを提供する。

- 1 × **短期集中リハビリテーション実施加算は、病院・診療所、介護保険施設から退院・退所した日、または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内に行われた場合に加算される。**

146

めの日帰りサービスである。

- 5 × 生活機能の維持・向上を目指して提供される。

2

保健医療サービスの知識等

間違いやすいポイント



短期入所系サービスについて、整理しておきましょう。

● 短期入所療養介護

- ・おおむね4日以上にわたって継続して入所する場合、短期入所療養介護計画を策定。
- ・居宅サービス計画に短期入所療養介護を利用することが計画されていない利用者が、やむを得ない理由で短期入所療養介護が必要となった場合、7日を限度として、緊急短期入所受入加算を算定。

※短期入所生活介護では、緊急時の受入のために一定割合の空床を確保している事業所が、緊急短期入所体制確保加算を算定。

- ・利用者が連続して30日を超えて短期入所療養介護を受けている場合には、30日を超えた日以降は短期入所療養介護費は算定できない。

● 介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護と比較して、より活動的なメニューの提供に主眼が置かれ、利用者間の交流や社会性の回復等にも効果的なサービスとして提供される。

151▼

介護報酬改定による
内容変更



めの日帰りサービスである。

- 5 × 生活機能の維持・向上を目指して提供される。

2

保健医療サービスの知識等

間違いやすいポイント



短期入所系サービスについて、整理しておきましょう。

● 短期入所療養介護

- ・おおむね4日以上にわたって継続して入所する場合、短期入所療養介護計画を策定。
- ・居宅サービス計画に短期入所療養介護を利用することが計画されていない利用者が、やむを得ない理由で短期入所療養介護が必要となった場合、7日を限度として、緊急短期入所受入加算を算定。**〈注意書き削除〉廃止されました。**
- ・利用者が連続して30日を超えて短期入所療養介護を受けている場合には、30日を超えた日以降は短期入所療養介護費は算定できない。

● 介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護と比較して、より活動的なメニューの提供に主眼が置かれ、利用者間の交流や社会性の回復等にも効果的なサービスとして提供される。

151▼

れている。

- 2 × 同居家族である利用者に対する訪問看護の提供は禁止されている。
- 3 ○ 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合などで、利用者や家族等の同意を得ている場合に、算定できる。
- 4 × 認知症対応型共同生活介護の利用者は、介護保険による訪問看護を利用することができない。
- 5 ○ 2週間に限って、医療保険による訪問看護サービスを利用することができる。

2

保健医療サービスの知識等

間違いやすいポイント



訪問看護の提供について、医療保険からの給付となる場合と、介護保険からの給付となる場合について、整理しておきましょう。

●原則

・要介護者・要支援者は、介護保険優先。

●例外

- ・急性増悪時：主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けた場合、2週間に限って医療保険から提供。
- ・疾病：末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合、医療保険から提供。
- ・サービス利用：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービスを受けている間は、介護保険の訪問看護費を算定できない。

れている。

- 2 × 同居家族である利用者に対する訪問看護の提供は禁止されている。
- 3 ○ 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合などで、利用者や家族等の同意を得ている場合に、算定できる。
- 4 × 認知症対応型共同生活介護の利用者は、介護保険による訪問看護を利用することができない。
- 5 ○ 2週間に限って、医療保険による訪問看護サービスを利用することができる。

2

保健医療サービスの知識等

間違いやすいポイント



訪問看護の提供について、医療保険からの給付となる場合と、介護保険からの給付となる場合について、整理しておきましょう。

●原則

・要介護者・要支援者は、介護保険優先。

●例外

- ・急性増悪時：主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けた場合、2週間に限って医療保険から提供。
- ・疾病：末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合、医療保険から提供。
- ・サービス利用：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、介護保険の訪問看護費を算定できない。

改正による名称変更



- 3 × 介護支援専門員の指示で行うものではない。**患者の求めに応じて**、または、歯科訪問診療に基づいて、継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対して、実施されるものである。
- 4 ○ **地域連携診療計画情報提供加算**を算定できる。
- 5 ○ **超えた額が、介護保険と医療保険それぞれの自己負担額の比率に応じて**按分され、各保険者から支給される。

2

保健医療サービスの知識等

間違いやすいポイント



介護保険制度内の医療と介護の連携について、整理しておきましょう。

サービス	連携	概要
訪問介護	訪問介護+訪問リハビリテーション	・生活機能向上連携加算
訪問看護	訪問看護+訪問介護	・痰の吸引等の特定行為業務を行うための支援 ・看護・介護職員連携強化加算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護(定期巡回+随時対応+随時訪問)+訪問看護	・介護・看護一体型と介護・看護連携型 ・地域密着型サービス
<u>複合型サービス</u>	小規模多機能型居宅介護+訪問看護	・地域密着型サービス

改正による名称変更



- 3 × 介護支援専門員の指示で行うものではない。**患者の求めに応じて**、または、歯科訪問診療に基づいて、継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対して、実施されるものである。
- 4 ○ **地域連携診療計画情報提供加算**を算定できる。
- 5 ○ **超えた額が、介護保険と医療保険それぞれの自己負担額の比率に応じて**按分され、各保険者から支給される。

2

保健医療サービスの知識等

間違いやすいポイント



介護保険制度内の医療と介護の連携について、整理しておきましょう。

サービス	連携	概要
訪問介護	訪問介護+訪問リハビリテーション	・生活機能向上連携加算
訪問看護	訪問看護+訪問介護	・痰の吸引等の特定行為業務を行うための支援 ・看護・介護職員連携強化加算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護(定期巡回+随時対応+随時訪問)+訪問看護	・介護・看護一体型と介護・看護連携型 ・地域密着型サービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護+訪問看護	・地域密着型サービス

問題 過去問 | 平成25年度・問題37

109

医療保険サービスと
介護保険サービス

関連
・医療と介護の連携

次の記述のうち適切なものはどれか。2つ選べ。

- 2 保健医療サービスの知識等
- 1 指定介護療養型医療施設における短期入所療養介護では、あらかじめ短期入所用のベッドを指定し、確保しておかなければならない。
 - 2 在宅療養支援診療所においては、介護老人保健施設の入所者に対する医療保険の在宅患者訪問診療料は算定できない。
 - 3 居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額の対象となる。
 - 4 医療保険と介護保険の両方から給付が可能なサービスについては、支払額の少ない方を適用する。
 - 5 サービス担当者会議は、医師・歯科医師の訪問に合わせて自宅で開催することもできる。

出題の意図 在宅で療養している利用者に対する医療保険と介護保険のサービスについて問う。選択肢3、4、5は、介護支援分野でも学習する基本的内容であり、確実に押さえなければ、正答にたどりつく。

解答 ▶ 2、5

- 1 × 指定介護療養型医療施設の指定を受ければ、短期入所療養介護に指定を受けたとみなされ、短期入所用のベッドを指定し、確保する必要はない。短期入所生活介護では、緊急時の受入のために一定割合の空床を確保している事業所が、緊急短期入所体制確保加算を算定できる。
- 2 ○ 「在宅患者」訪問診療料であり、保険医療機関、介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者が対象である。
- 3 × 居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額が適用されないサービスである。

介護報酬改定による
内容変更。問題はこの
ままで成り立ちます。



問題 過去問 | 平成25年度・問題37

109

医療保険サービスと
介護保険サービス

関連
・医療と介護の連携

次の記述のうち適切なものはどれか。2つ選べ。

- 2 保健医療サービスの知識等
- 1 指定介護療養型医療施設における短期入所療養介護では、あらかじめ短期入所用のベッドを指定し、確保しておかなければならない。
 - 2 在宅療養支援診療所においては、介護老人保健施設の入所者に対する医療保険の在宅患者訪問診療料は算定できない。
 - 3 居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額の対象となる。
 - 4 医療保険と介護保険の両方から給付が可能なサービスについては、支払額の少ない方を適用する。
 - 5 サービス担当者会議は、医師・歯科医師の訪問に合わせて自宅で開催することもできる。

出題の意図 在宅で療養している利用者に対する医療保険と介護保険のサービスについて問う。選択肢3、4、5は、介護支援分野でも学習する基本的内容であり、確実に押さえなければ、正答にたどりつく。

解答 ▶ 2、5

- 1 × 指定介護療養型医療施設の指定を受ければ、短期入所療養介護に指定を受けたとみなされ、短期入所用のベッドを指定し、確保する必要はない。
(削除) 廃止されました。
- 2 ○ 「在宅患者」訪問診療料であり、保険医療機関、介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者が対象である。
- 3 × 居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額が適用されないサービスである。
- 4 × 重複する場合、要介護者・要支援者は、原則、介護保険

2

保健医療サービスの知識等

問題▶ ホルター心電図 (24時間心電図) を装着した場合
17 は、安静が必要である。

解答▶ 通常の日常生活を送ってよい

ホルター心電図は、不整脈等を詳しく調べるために24時間機器を装着して心電図を記録するものです。無理に安静にする必要もなく、入院も必要ありません。 ×

問題▶ 訪問リハビリテーションは、病院、診療所、介護
18 老人保健施設、訪問看護ステーション、介護老人

福祉施設から理学療法士等が訪問する。

解答▶ 病院、診療所、介護老人保健施設

訪問看護ステーションから理学療法士等が訪問する場合、訪問看護に分類されます。介護老人福祉施設から訪問リハビリテーションを提供することはできません。 ×

問題▶ 一人暮らしの高齢者のための調理訓練は、通所リ
19 ハビリテーションの対象となる。

解答▶ 一人暮らしの高齢者のための調理訓練

通所リハビリテーションの対象はさまざま、独居の人への調理訓練、低栄養状態で体力が低下している人の改善、嚥下障害の人の口腔機能改善なども対象です。 ○

問題▶ 利用者が連続して30日を超えて短期入所療養介
20 護を受けている場合、30日を超えた日以降、短

期入所療養介護費は算定できない。

解答▶ 短期入所療養介護費は算定できない

30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、短期入所療養介護費は算定しないとされています。短期入所生活介護にも同様の規定があります。〈追加あり〉 ○

介護報酬改定による
内容変更



2

保健医療サービスの知識等

問題▶ ホルター心電図 (24時間心電図) を装着した場合
17 は、安静が必要である。

解答▶ 通常の日常生活を送ってよい

ホルター心電図は、不整脈等を詳しく調べるために24時間機器を装着して心電図を記録するものです。無理に安静にする必要もなく、入院も必要ありません。 ×

問題▶ 訪問リハビリテーションは、病院、診療所、介護
18 老人保健施設、訪問看護ステーション、介護老人

福祉施設から理学療法士等が訪問する。

解答▶ 病院、診療所、介護老人保健施設

訪問看護ステーションから理学療法士等が訪問する場合、訪問看護に分類されます。介護老人福祉施設から訪問リハビリテーションを提供することはできません。 ×

問題▶ 一人暮らしの高齢者のための調理訓練は、通所リ
19 ハビリテーションの対象となる。

解答▶ 一人暮らしの高齢者のための調理訓練

通所リハビリテーションの対象はさまざま、独居の人への調理訓練、低栄養状態で体力が低下している人の改善、嚥下障害の人の口腔機能改善なども対象です。 ○

問題▶ 利用者が連続して30日を超えて短期入所療養介
20 護を受けている場合、30日を超えた日以降、短

期入所療養介護費は算定できない。

解答▶ 短期入所療養介護費は算定できない

30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、短期入所療養介護費は算定しないとされています。短期入所生活介護にも同様の規定があります。また、短期入所生活介護では、連続して30日を超えて同一の事業所に入所して短期入所生活介護を受けている場合、減算が行われます。 ○

問題 過去問 | 平成25年度・問題50

125 訪問介護費の算定

類似
平成24年度・問題50

介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

3

福祉サービスの知識等

- 1 訪問介護事業所と同一の建物内に居住する利用者に対して訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の100で算定する。
- 2 通院のための乗車又は降車の介助が中心である場合は、1回につき所定単位数を算定する。
- 3 訪問リハビリテーションの際にサービス提供責任者が同行し、利用者の身体の状況等を理学療法士等と共同で評価して訪問介護計画を作成し、それに基づき訪問介護を行った場合は、所定単位数を加算する。
- 4 訪問介護事業所と同一の建物内に居住する複数の利用者に対して定期的に安否を確認するための訪問は、20分未満の身体介護中心型として算定する。
- 5 利用者の来客への応接は、生活援助として算定する。

出題の意図 ▶ 訪問介護費の算定について詳細を問う。同一建物内の利用者、訪問リハビリテーションとの連携、20分未満の身体介護など、平成24年度改定で新設されたものが中心。

解答 ▶ 2、3

- 1 × 事業所と同一建物内の利用者に対して訪問介護を行った場合、100分の90に相当する単位数を算定する。
- 2 ○ 通院等乗降介助1回につき、101単位を算定する。
- 3 ○ 生活機能向上連携加算を算定できる。
- 4 × 単なる本人の安否確認では算定できない。
- 5 × 直接本人の援助に該当しない行為で、範囲外である。

問題 過去問 | 平成25年度・問題50

125 訪問介護費の算定

類似
平成24年度・問題50

介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

3

福祉サービスの知識等

- 1 訪問介護事業所と同一の建物内に居住する利用者に対して訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の100で算定する。
- 2 通院のための乗車又は降車の介助が中心である場合は、1回につき所定単位数を算定する。
- 3 訪問リハビリテーションの際にサービス提供責任者が同行し、利用者の身体の状況等を理学療法士等と共同で評価して訪問介護計画を作成し、それに基づき訪問介護を行った場合は、所定単位数を加算する。
- 4 訪問介護事業所と同一の建物内に居住する複数の利用者に対して定期的に安否を確認するための訪問は、20分未満の身体介護中心型として算定する。
- 5 利用者の来客への応接は、生活援助として算定する。

出題の意図 ▶ 訪問介護費の算定について詳細を問う。同一建物内の利用者、訪問リハビリテーションとの連携、20分未満の身体介護など、平成24年度改定で新設されたものが中心。

解答 ▶ 2、3

- 1 × 事業所と同一建物内の利用者に対して訪問介護を行った場合、100分の90に相当する単位数を算定する。
- 2 ○ 通院等乗降介助1回につき、97単位を算定する。
- 3 ○ 生活機能向上連携加算を算定できる。
- 4 × 単なる本人の安否確認では算定できない。
- 5 × 直接本人の援助に該当しない行為で、範囲外である。

介護報酬改定による
内容変更



- 1 × 単位内で提供時間の異なる利用者も存在し得るし、同じ利用者が利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることも可能とされている。
- 2 × 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の1名以上の配置が必要である。
- 3 ○ 1名以上の管理栄養士の配置、管理栄養士等が共同で作成する栄養ケア計画、利用者の栄養状態の定期的記録、栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価などの基準がある。
- 4 ○ 1名以上の言語聴覚士等の配置、言語聴覚士等が共同で作成する口腔機能改善管理指導計画、利用者の口腔機能の定期的記録、口腔機能改善管理指導計画の進捗状況の定期的な評価などの基準がある。
- 5 ○ 医療ニーズと介護ニーズをあわせもつ中重度要介護者等を対象としている。

3

福祉サービスの知識等

間違いやすいポイント



通所介護の加算の要件について、ポイントを整理しておきましょう。

個別機能訓練加算	・理学療法士等の配置 ・利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行っている場合 (追加あり)
栄養改善加算	・管理栄養士の配置 ・低栄養状態改善のために栄養改善サービスを行った場合
口腔機能向上加算	・言語聴覚士等の配置 ・口腔機能改善管理指導計画に従って口腔機能向上サービスを行った場合

- 1 × 単位内で提供時間の異なる利用者も存在し得るし、同じ利用者が利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることも可能とされている。
- 2 × 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の1名以上の配置が必要である。
- 3 ○ 1名以上の管理栄養士の配置、管理栄養士等が共同で作成する栄養ケア計画、利用者の栄養状態の定期的記録、栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価などの基準がある。
- 4 ○ 1名以上の言語聴覚士等の配置、言語聴覚士等が共同で作成する口腔機能改善管理指導計画、利用者の口腔機能の定期的記録、口腔機能改善管理指導計画の進捗状況の定期的な評価などの基準がある。
- 5 ○ 医療ニーズと介護ニーズをあわせもつ中重度要介護者等を対象としている。

3

福祉サービスの知識等

間違いやすいポイント



通所介護の加算の要件について、ポイントを整理しておきましょう。

個別機能訓練加算	・理学療法士等の配置 ・利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行っている場合 (利用者の居宅の定期的訪問が必要)
栄養改善加算	・管理栄養士の配置 ・低栄養状態改善のために栄養改善サービスを行った場合
口腔機能向上加算	・言語聴覚士等の配置 ・口腔機能改善管理指導計画に従って口腔機能向上サービスを行った場合

介護報酬改定による
内容変更



問題 過去問 | 平成23年度・問題54

133

小規模多機能型
居宅介護

類似

・平成21年度・問題55

小規模多機能型居宅介護について適切なものはどれか。3つ（改題）
選べ。

3

福祉サービスの知識等

- 1 小規模多機能型居宅介護の登録者に対しては、当該事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成を行う。
- 2 小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、25人以下としなければならない。
- 3 通いサービスを利用していない登録者には、可能な限り、訪問サービスの提供や電話連絡による見守り等を行わなければならない。
- 4 宿泊サービスの利用者がいない場合でも、緊急時に備え宿直や夜勤を行う職員を必ず配置しなければならない。
- 5 利用者の便宜を図るため、利用者は複数の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することができる。

出題の
意図

小規模多機能型居宅介護サービスの内容について理解しているかを問う。

解答 ▶ 1、2、3

小規模多機能型居宅介護は、利用登録した要介護者に対して、通いサービスを中心に、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供する。1か所の事業所に限って登録でき、事業所の介護支援専門員がケアマネジメントを行う。

- 1 ○ 居宅介護支援は行われない。
- 2 ○ 登録定員は25人以下とされている。
- 3 ○ 登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 4 × 必要な連絡体制を整備していれば、必置ではない。
- 5 × 利用登録は1か所に限られている。

問題 過去問 | 平成23年度・問題54

133

小規模多機能型
居宅介護

類似

・平成21年度・問題55

小規模多機能型居宅介護について適切なものはどれか。2つ
選べ。

3

福祉サービスの知識等

- 1 小規模多機能型居宅介護の登録者に対しては、当該事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成を行う。
- 2 小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、25人以下としなければならない。
- 3 通いサービスを利用していない登録者には、可能な限り、訪問サービスの提供や電話連絡による見守り等を行わなければならない。
- 4 宿泊サービスの利用者がいない場合でも、緊急時に備え宿直や夜勤を行う職員を必ず配置しなければならない。
- 5 利用者の便宜を図るため、利用者は複数の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することができる。

出題の
意図

小規模多機能型居宅介護サービスの内容について理解しているかを問う。

解答 ▶ 1、3

小規模多機能型居宅介護は、利用登録した要介護者に対して、通いサービスを中心に、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供する。1か所の事業所に限って登録でき、事業所の介護支援専門員がケアマネジメントを行う。

- 1 ○ 居宅介護支援は行われない。
- 2 × 登録定員は29人以下とされている。
- 3 ○ 登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 4 × 必要な連絡体制を整備していれば、必置ではない。
- 5 × 利用登録は1か所に限られている。

改正で問題が成り立ちません。



問題 過去問 | 平成24年度・問題55

136 介護予防訪問介護

類似
平成23年度・問題55

3

福祉サービスの知識等

介護予防訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。〈改題〉

- 1 介護予防訪問介護事業者は、利用者の意欲が高まるように利用者とのコミュニケーションを十分図るなどの働きかけに努めなければならない。
- 2 介護予防訪問介護計画の様式は、法令で定められたものを使用しなくてはならない。
- 3 介護予防訪問介護の提供に当たっては、他の福祉サービスの利用可能性についても考慮しなければならない。
- 4 自らの事業所でサービス提供が困難と判断した場合には、申込者の担当介護予防支援事業者に連絡し、他の事業者等を紹介するなど必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、少なくとも1月に1回は、介護予防訪問介護計画の実施状況の把握を行わなくてはならない。

出題の意図

介護予防訪問介護の提供について理解できているかを問う。モニタリングと報告の頻度を押さえているかがポイント。

解答 ▶ 1、3、4

介護予防訪問介護の目的は、**利用者ができる生活行為を増やし、日常生活の自立を支援すること**である。利用者の主体的取組が不可欠で、**意欲が高まるようにコミュニケーションを図るなどの働きかけが重要**である。また、通所系のサービス利用を通して生活行為の改善を図るなど、**ほかの福祉サービスの利用可能性についても考慮する必要**がある。サービス提供にあたっては、サービス提供責任者は、**少なくとも1か月に1回は、介護予防サービス計画を作成**

問題 過去問 | 平成24年度・問題55

136 介護予防訪問介護

類似
平成23年度・問題55

3

福祉サービスの知識等

従来の介護予防訪問介護相当のサービスについて正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護予防訪問介護事業者は、利用者の意欲が高まるように利用者とのコミュニケーションを十分図るなどの働きかけに努めなければならない。
- 2 介護予防訪問介護計画の様式は、法令で定められたものを使用しなくてはならない。
- 3 介護予防訪問介護の提供に当たっては、他の福祉サービスの利用可能性についても考慮しなければならない。
- 4 自らの事業所でサービス提供が困難と判断した場合には、申込者の担当介護予防支援事業者に連絡し、他の事業者等を紹介するなど必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、少なくとも1月に1回は、介護予防訪問介護計画の実施状況の把握を行わなくてはならない。

出題の意図

介護予防訪問介護の提供について理解できているかを問う。モニタリングと報告の頻度を押さえているかがポイント。

解答 ▶ 1、3、4

介護予防訪問介護の目的は、**利用者ができる生活行為を増やし、日常生活の自立を支援すること**である。利用者の主体的取組が不可欠で、**意欲が高まるようにコミュニケーションを図るなどの働きかけが重要**である。また、通所系のサービス利用を通して生活行為の改善を図るなど、**ほかの福祉サービスの利用可能性についても考慮する必要**がある。サービス提供にあたっては、サービス提供責任者は、

改正で問題が成り立ちません。

※ただし、介護予防訪問介護は、地域支援事業に移行することになりましたが、従来の介護予防訪問介護相当のサービスは、従来の基準と同様とされています。



問題 過去問 | 平成22年度・問題55

138 介護予防通所介護

傾向

・介護予防サービスの報告とモニタリングは頻出

3

福祉サービスの知識等

介護予防通所介護について正しいものはどれか。3つ選べ。〈改題〉

- 1 介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防サービス計画の変更を行う。
- 2 介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供開始時から、少なくとも3月に1回は、利用者の状態・サービス提供状況等について、介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 3 サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 4 介護予防通所介護事業として、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供することができる。
- 5 利用者とのコミュニケーションを十分に図るなどして、利用者が主体的に参加するよう適切な働きかけに努める。

出題の意図

介護予防通所介護の提供について問う。通所介護に限らず、介護予防サービス提供にあたっての決まりや留意点を理解しているかを問うている。介護予防サービス計画と介護予防通所介護計画のひっかけに注意。

解答 ▶ 3、4、5

介護予防サービスは、**利用者ができる限り要介護状態と**ならないで、**自立した日常生活を営めるよう支援**することを常に意識して提供される。管理者は、サービス提供開始から、**少なくとも1か月に1回は、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に、利用者の状態・サービス提供状況等を報告**する。**提供期間が終了するまでに少な**

問題 過去問 | 平成22年度・問題55

138 介護予防通所介護

傾向

・介護予防サービスの報告とモニタリングは頻出

3

福祉サービスの知識等

従来の介護予防通所介護相当のサービスについて正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防サービス計画の変更を行う。
- 2 介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供開始時から、少なくとも3月に1回は、利用者の状態・サービス提供状況等について、介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 3 サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 4 介護予防通所介護事業として、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供することができる。
- 5 利用者とのコミュニケーションを十分に図るなどして、利用者が主体的に参加するよう適切な働きかけに努める。

出題の意図

介護予防通所介護の提供について問う。通所介護に限らず、介護予防サービス提供にあたっての決まりや留意点を理解しているかを問うている。介護予防サービス計画と介護予防通所介護計画のひっかけに注意。

解答 ▶ 3、4、5

介護予防サービスは、**利用者ができる限り要介護状態と**ならないで、**自立した日常生活を営めるよう支援**することを常に意識して提供される。管理者は、サービス提供開始から、**少なくとも1か月に1回は、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に、利用者の状態・サービ**

改正で問題が成り立ちません。

※ただし、介護予防通所介護は、地域支援事業に移行することになりましたが、従来の介護予防通所介護相当のサービスは、従来の基準と同様とされています。



間の確認が必要である。

- 3 ○ 要介護度や所得の多寡を理由にしたサービス提供拒否を禁止している。
- 4 ○ 自立支援の観点が必要である。
- 5 × 入所者個々の希望や要望に沿える活動ができるような、教養娯楽設備等を備えなければならない。

3

福祉サービスの知識等

間違いやすいポイント



指定介護老人福祉施設について、整理しておきましょう。

● 施設

- ・老人福祉法に基づく入所定員30人以上で都道府県の条例で定める数の特別養護老人ホーム。
- ・介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受ける。

● 入所対象

- ・要介護者（65歳以上の第1号被保険者、40歳以上65歳未満の第2号被保険者で、要介護認定を受けた者）

● サービス

- ・施設サービス計画に基づいて介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などのサービスを提供。
- ・外部の介護サービスを利用することはできない。
- ・在宅復帰を目指し、在宅生活が可能かどうかを定期的に検討。

215▼

改正による内容変更



間の確認が必要である。

- 3 ○ 要介護度や所得の多寡を理由にしたサービス提供拒否を禁止している。
- 4 ○ 自立支援の観点が重要である。
- 5 × 入所者個々の希望や要望に沿える活動ができるような、教養娯楽設備等を備えなければならない。

3

福祉サービスの知識等

間違いやすいポイント



指定介護老人福祉施設について、整理しておきましょう。

● 施設

- ・老人福祉法に基づく入所定員30人以上で都道府県の条例で定める数の特別養護老人ホーム。
- ・介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受ける。

● 入所対象

- ・要介護者（65歳以上の第1号被保険者、40歳以上65歳未満の第2号被保険者で、要介護認定（原則、要介護3以上）を受けた者）

● サービス

- ・施設サービス計画に基づいて介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などのサービスを提供。
- ・外部の介護サービスを利用することはできない。
- ・在宅復帰を目指し、在宅生活が可能かどうかを定期的に検討。

215▼

問題 9 短期入所生活介護では、緊急の利用者を受け入れるために一定割合の空床を確保している事業所に、緊急短期入所が算定される。

〈差し替え〉

解答 短期入所生活介護 短期入所生活介護では一定割合、空床を確保し緊急利用枠としている事業所には緊急短期入所体制確保加算、受け入れた場合は緊急短期入所受入加算が算定されます。

問題 10 特定施設入居者生活介護事業者は、入居に際し、文書で契約を締結しなければならない。

解答 文書で契約を締結

指定特定施設入居者生活介護を提供するにあたっては、入居およびサービスに関する契約内容を文書にして、契約を結ばなければなりません。

問題 11 夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターのオペレーターに、社会福祉士はなることができる。

解答 社会福祉士

オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員でなければならないとされています。

問題 12 利用者は、複数の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することはできない。

解答 登録することはできない

小規模多機能型居宅介護は、利用者と従業者がなじみの関係を築きながらサービスを利用する観点から、利用登録は、1か所の事業所に限られています。

介護報酬改定で問題が成り立ちません。



問題 9 短期入所生活介護では、緊急の利用者を受け入れるために一定割合の空床を確保している事業所に、緊急短期入所受入加算が算定される。

解答 一定割合の空床を確保していなくても

緊急短期入所体制確保加算が設定され、一定割合の空床の確保が必要でしたが、2015（平成27）年度の介護報酬改定で廃止されました。

問題 10 特定施設入居者生活介護事業者は、入居に際し、文書で契約を締結しなければならない。

解答 文書で契約を締結

指定特定施設入居者生活介護を提供するにあたっては、入居およびサービスに関する契約内容を文書にして、契約を結ばなければなりません。

問題 11 夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターのオペレーターに、社会福祉士はなることができる。

解答 社会福祉士

オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員でなければならないとされています。

問題 12 利用者は、複数の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することはできない。

解答 登録することはできない

小規模多機能型居宅介護は、利用者と従業者がなじみの関係を築きながらサービスを利用する観点から、利用登録は、1か所の事業所に限られています。

補足・修正箇所（下線・赤字）

補足・修正内容（赤字）

付録
直前対策穴埋め問題



第1章
介護支援分野

空欄に適切なことばを入れましょう。

問題➡ 介護保険は、[]に位置づけられる。

1

解答➡ 地域保険

介護保険は市町村を保険者とし、被用者、自営業者を含む区域内の住民を被保険者とする地域保険です。被用者保険には厚生年金保険、健康保険などがあります。

問題➡ 指定居宅介護支援の人員・運営基準は、[]

2

されている。

解答➡ 都道府県の条例に委任

居宅介護支援、居宅サービス、介護予防サービス、介護保険施設の人員・設備・運営基準は、都道府県の条例に委任されています。 （追加あり）

問題➡ 市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画

3

と[]作成する。

解答➡ 一体のものとして

介護保険事業計画は、老人福祉計画と一体のものとして作成しなければなりません。地域福祉計画等とは調和が保たれたものでなければなりません。

問題➡ 第1号被保険者の保険料は、原則として、被保険

4

者の負担能力に応じた[]の定額保険料と

なっている。

解答➡ 6段階

第1号被保険者の保険料は原則6段階が設定されています。市町村民税の第4段階が基準額で、生活保護受給者は基準額の0.5倍です。

（差し替え）

今後の改正情報です。



改正による内容変更。問題はそのまま成り立ちます。



付録
直前対策穴埋め問題



第1章
介護支援分野

空欄に適切なことばを入れましょう。

問題➡ 介護保険は、[]に位置づけられる。

1

解答➡ 地域保険

介護保険は市町村を保険者とし、被用者、自営業者を含む区域内の住民を被保険者とする地域保険です。被用者保険には厚生年金保険、健康保険などがあります。

問題➡ 指定居宅介護支援の人員・運営基準は、[]

2

されている。

解答➡ 都道府県の条例に委任

居宅介護支援、居宅サービス、介護予防サービス、介護保険施設の人員・設備・運営基準は、都道府県の条例に委任されています。指定居宅介護支援事業者の指定権限は、2018（平成30）年度から市町村に移譲されることになっており、人員・運営基準は市町村が条例で定めることとなります。

問題➡ 市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画

3

と[]作成する。

解答➡ 一体のものとして

介護保険事業計画は、老人福祉計画と一体のものとして作成しなければなりません。地域福祉計画等とは調和が保たれたものでなければなりません。

問題➡ 第1号被保険者の保険料は、原則として、被保険

4

者の負担能力に応じた[]の定額保険料と

なっている。

解答➡ 9段階

第1号被保険者の保険料は所得段階別に原則9段階が設定されています。市町村民税本人非課税かつ本人年収入等80万円超の第5段階が基準額で、低所得者には公費でさらなる負担軽減が図られています。

問題▶ 地域連携診療計画情報提供加算は、地域連携診療
33 計画にかかる医療機関から利用者を受け入れた
 []が算定できる。

解答▶ **介護老人保健施設**

地域連携診療計画にかかる医療機関から退院した入所者に対して診療計画に基づいて介護老人保健施設が治療等を行い、文書で情報提供した場合に算定されます。

問題▶ 訪問介護事業所のサービス提供責任者が、
34 []に同行し、連携してサービスを提供した
 場合、生活機能向上連携加算を算定できる。

解答▶ **訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等**

訪問リハビリテーションを行った際に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行し、連携して訪問介護を行った場合、訪問介護で生活機能向上連携加算を算定します。**（追加あり）**

問題▶ 在宅診療支援診療所は、[]の入所者に対
35 する在宅患者訪問診療料は算定できない。

解答▶ **介護老人保健施設**

在宅患者訪問診療料は、在宅の患者を定期的に訪問して診療を行った場合に算定します。保険医療機関、介護老人保健施設で療養を行う患者以外とされています。

問題▶ 病状の急変時に主治医から特別指示書が交付され
36 た場合、2週間に限って、[]による訪問看
 護を毎日提供できる。

解答▶ **医療保険**

主治医から特別指示書が交付された場合、2週間に限って、介護保険ではなく医療保険から訪問看護が提供されます。訪問看護は、毎日提供することができます。

介護報酬改定による
内容変更



問題▶ 地域連携診療計画情報提供加算は、地域連携診療
33 計画にかかる医療機関から利用者を受け入れた
 []が算定できる。

解答▶ **介護老人保健施設**

地域連携診療計画にかかる医療機関から退院した入所者に対して診療計画に基づいて介護老人保健施設が治療等を行い、文書で情報提供した場合に算定されます。

問題▶ 訪問介護事業所のサービス提供責任者が、
34 []に同行し、連携してサービスを提供した
 場合、生活機能向上連携加算を算定できる。

解答▶ **訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等**

訪問リハビリテーションを行った際に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行し、連携して訪問介護を行った場合、訪問介護で生活機能向上連携加算を算定します。**通所リハビリテーションの一環として訪問をする際に同行した場合には算定できます。**

問題▶ 在宅診療支援診療所は、[]の入所者に対
35 する在宅患者訪問診療料は算定できない。

解答▶ **介護老人保健施設**

在宅患者訪問診療料は、在宅の患者を定期的に訪問して診療を行った場合に算定します。保険医療機関、介護老人保健施設で療養を行う患者以外とされています。

問題▶ 病状の急変時に主治医から特別指示書が交付され
36 た場合、2週間に限って、[]による訪問看
 護を毎日提供できる。

解答▶ **医療保険**

主治医から特別指示書が交付された場合、2週間に限って、介護保険ではなく医療保険から訪問看護が提供されます。訪問看護は、毎日提供することができます。



第3章
福祉サービスの知識等 空欄に適切なことばを入れましょう。

問題 ▶ ワーカーは、クライアントを、自らの価値観で
37 []。

解答 ▶ **評価したり、批判したりしてはならない**
クライアントに対して、一定の行動や価値観を押しつけてはいけません。クライアントが間違っていると思うような場合も、非審判的態度で対応します。

問題 ▶ 保健・医療・福祉の専門家チームがぜひ必要である
38 と考えるサービスを、本人や家族が拒否した場合、
 []。

解答 ▶ **自己決定権を尊重しつつも、働きかけを続ける**
援助が必要であるのに拒否している場合は、根気よく信頼関係を築き、適切な援助が受けられるよう働きかけを続けていく必要があります。

問題 ▶ 訪問介護について、[]は、20分未満の身
39 体介護中心型として算定できない。

解答 ▶ **安否確認のための訪問**
単なる安否確認や健康チェック、声かけ等のサービス提供は、20分未満の身体介護中心型として算定することはできません。要介護3以上が保険給付の対象です。

問題 ▶ 介護予防訪問入浴介護では、利用者の体調が安定
40 している場合、医師の意見を確認した上で、
 []で入浴サービスを提供できる。

解答 ▶ **介護職員2人**
訪問入浴介護サービスは、看護職員1人、介護職員1人の2人で提供することが基本ですが、体調が安定していれば、介護職員2人で提供することが可能です。

介護報酬改定による
内容変更



第3章
福祉サービスの知識等 空欄に適切なことばを入れましょう。

問題 ▶ ワーカーは、クライアントを、自らの価値観で
37 []。

解答 ▶ **評価したり、批判したりしてはならない**
クライアントに対して、一定の行動や価値観を押しつけてはいけません。クライアントが間違っていると思うような場合も、非審判的態度で対応します。

問題 ▶ 保健・医療・福祉の専門家チームがぜひ必要である
38 と考えるサービスを、本人や家族が拒否した場合、
 []。

解答 ▶ **自己決定権を尊重しつつも、働きかけを続ける**
援助が必要であるのに拒否している場合は、根気よく信頼関係を築き、適切な援助が受けられるよう働きかけを続けていく必要があります。

問題 ▶ 訪問介護について、[]は、20分未満の身
39 体介護中心型として算定できない。

解答 ▶ **安否確認のための訪問**
単なる安否確認や健康チェック、声かけ等のサービス提供は、20分未満の身体介護中心型として算定することはできません。**要介護3以上と、要介護1・2で認知症が保険給付の対象です。**

問題 ▶ 介護予防訪問入浴介護では、利用者の体調が安定
40 している場合、医師の意見を確認した上で、
 []で入浴サービスを提供できる。

解答 ▶ **介護職員2人**
訪問入浴介護サービスは、看護職員1人、介護職員1人の2人で提供することが基本ですが、体調が安定していれば、介護職員2人で提供することが可能です。